



皆さんの知識と経験を町の政策に生かしませんか

政策提案を募集します



総務課 総務法制係 ☎(232)2111

提出書類

- ① 政策提案書
 - ② 政策提案者署名簿
 - ③ その他、提案に関係する資料など
- ※①と②は、専用の様式で提出してください。様式は総務課・西部支所でお渡しします。ホームページからもダウンロードできます。
- 提出方法
総務課へ持参し、提出してください。

注意事項

町では、町民の皆さんが知識や経験を生かし、住みよいまちづくりのために政策を提案できる「政策提案手続」制度を設けています。

町は、提出された提案が有効かどうかなどを検討し、提案の採用または不採用を決定します。採用と決定した場合、政策などの立案を行い、実現に向けて具体的な取り組みを進めていきます。

町は、提出された提案が有効かどうかなどを検討し、提案の採用または不採用を決定します。採用と決定した場合、政策などの立案を行い、実現に向けて具体的な取り組みを進めていきます。

募集期間

7月3日(月)～7月31日(月)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日を除く)

- 提出する場合は、手続きなどについて詳しく説明しますので、事前に総務課総務法制係にご連絡ください。
- 提案は、原則として町の総合計画に沿った内容である必要があります。
- 政策提案者署名簿には、満18歳以上の町民50人以上の署名が必要です。
- ※「町民」とは、町内に住所がある人、町内に通勤通学をしている人、町内に事務所・事業所がある人、または町内でコミュニティ活動などを行っている個人・団体をいいます。



納め忘れた保険料を納めることができる「国民年金保険料の後納制度」

通常、国民年金保険料の免除・納付猶予申請をせずに保険料を納付しないまま2年を過ぎると保険料を納付することができません。しかし、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年以内の納め忘れた保険料を納めることができる後納制度が実施されています。

熊本市西年金事務所 ☎(355)3261
町民課 年金係 ☎(232)4914

保険料後納のメリット

- 年金の受給資格が得られる可能性があります。
- 将来受け取る年金額を増やすことができます。

利用できる人

- 20歳以上60歳未満の人で、5年以内の保険料で未納期間(免除・納付猶予を除く)や国民年金未加入



期間がある人

- 60歳から65歳未満の人で、任意加入中の保険料に未納期間がある人
 - 65歳以上の人で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中の人
- ※ただし、老齢基礎年金受給中の人は、後納制度を利用できません。

注意事項

- ① 後納は、保険料未納期間のうち、原則最も古い期間の保険料から納めることになります。
 - ② 過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料に計算額がつきます。
 - ③ 後納制度は、まず年金事務所です前申込をしていただき、その後の審査で承認を受けないとご利用いただけません。
- ※審査には時間がかかりますので、期限内に余裕をもって申し込んでください。

「新環境工場等整備事業」準備書の縦覧・説明会

菊池環境保全組合が実施する「新環境工場等整備事業」について、県条例に基づいて実施した環境影響評価(環境アセスメント)の調査結果などを取りまとめた準備書の縦覧と説明会を行います。

準備書の内容についてご意見がある場合は、事業者(菊池環境保全組合)に意見書を提出することができます。

対象事業名

新環境工場等整備事業

事業の種類

- エネルギー回収型廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)
- 一般廃棄物最終処分場の設置

準備書縦覧期間

日時：8月1日(火)～30日(水)

場所：熊本県庁、菊池市役所、菊池市泗水支所、合志市役所合志庁舎、大津町役場、菊陽町役場、菊池環境保全組合事務局

※公告の内容は菊池環境保全組合のホームページにも掲載します。

説明会

組合を構成する市町で1回ずつ開催します。どの会場でも参加できます。

日時	場所	
8月22日(火)	午後7時30分～	大津町生涯学習センター 中会議室
8月24日(木)		菊陽町光の森町民センター 会議室1
8月29日(火)		菊池市泗水公民館 大研修室
8月30日(水)		合志市役所合志庁舎 大会議室

意見書の提出

氏名・住所・対象となる準備書の名称(新環境工場等整備事業)、環境保全の観点からの意見・理由などを記載し、9月13日(水)までに郵送または持参してください(当日消印有効)。

問い合わせ

菊池環境保全組合 建設推進課
〒869-1233 菊池郡大津町大津115番地
☎(293)2555

社会教育委員の皆さんを紹介します

社会教育委員は、社会教育法に基づいて設置され、社会教育に関して教育委員会に助言する役割を果たします。委員は、学識経験者、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育向上のための活動を行う人の中から教育委員会が委嘱しています。任期は平成29年4月1日から平成31年3月31日の2年間です。

菊陽町には次の8人の社会教育委員の皆さんがいます。

氏名	行政区など	氏名	行政区など
しどう かずあき 紫藤 和昭	中尾	ふた すぐる 布田 俊	鉄砲小路
くぼたあきお 久保田昌生	南方	うの こういち 宇野 功一	三里木
まきかわ まさと 菊川 真人	駅前	さかい めぐみ 酒井 恵	辛川
あべ かすみ 阿部香壽美	武2町内	ふじえ ふさゆき 藤江 房行	武蔵ヶ丘北小学校

問い合わせ

生涯学習課 生涯学習係 ☎(232)4917

青少年の非行・被害防止

夏の青少年健全育成県民総ぐるみ運動

7月と8月は、学校が夏休みに入ることで、青少年の生活のリズムが乱れるため、非行に走りやすいとされています。そこで、内閣府では7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」として、青少年の非行防止・保護のための取り組みの実施を呼びかけています。

これを受けて、県では7月と8月の2カ月間を「夏の青少年健全育成県民総ぐるみ運動」の期間とし、青少年の健全育成のためにさまざまな施策や行事を行います。それぞれの家庭、学校、職場、地域社会でも、各種取り組みに積極的に参加し、県民総ぐるみで青少年の健全育成・非行防止に取り組みましょう。

■期間 7月1日(土)～8月31日(日)

問い合わせ

県くらしの安全推進課 青少年班
☎(333)2294